

# 横浜市議会基本条例(素案)のイメージ

## 目的(1条)：

議会・議員の役割を明らかにし、議会に関する基本的な事項を定め、市民の代表としての議会・議員の活動のより一層の充実・活性化を図り、市民の負託に応えることにより、市民福祉の向上・市の発展に資することを目的とします。

1

## 章 基本理念(2条)：

議会は市長と対等の立場の議事機関であり、市長等の事務に対する監視・評価、政策立案等の機能を持つ機関として、市民の多様な意見を把握し、市政に反映できる特性を生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治の実現を目指します。

### 市民との関係 4章 [9~11条]

- ・市民意見の把握・活動への反映
- ・市民の議会活動への参加機会の充実
- ・広報・広聴の充実
- ・情報の積極的な公開



市民

## 二元代表制

議員と市長を住民が直接選挙で選び、市会と市長が相互に独立・対等の立場で、公正な自治の運営を図る制度です。



市会

### <議決機関>

### 市長との関係 5章 [12~16条]

- ・対等で緊張感ある関係の構築
- ・議会が議決すべき事柄
- ・市長等の議会への説明
- ・市長等の事務に対する監視・評価、積極的な政策立案



市長

### <執行機関>

### 議会及び議員 2章 [3・4条]

- ・議会の役割・活動原則
- ・議員の役割・活動原則

### 議会運営 3章 [5~8条]

- ・議会運営の原則
- ・会期(十分な審議等の確保)
- ・常任委員会等、委員会の活動
- ・会派の結成・活動 等

### 議会の災害対応 6章 [17~19条]

- ・危機管理体制の整備
- ・災害時の議会の役割
- ・災害時の議員の役割

### 議会の体制整備 7章 [20~26条]

- ・区行政との関わり
- ・学識経験者等の活用
- ・議員連盟の結成・役割
- ・議会局の強化 等

### 政治倫理等 8章 [27~30条]

- ・政治倫理
- ・議員定数
- ・議員報酬
- ・政務活動費

### その他 9章 [31~32条]

- ・見直し等